

平成 28 年度租税滞納状況について

札幌国税局では、適正かつ公平な徴収を実現するため、期限内収納の確保に努めるとともに、滞納となったものについては、納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、滞納処分を実施するなどして確実な徴収に努めています。

(注) 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

○ 平成 28 年度租税滞納状況

(単位：百万円)

	A 平成 27 年度末 滞納整理中 のもの額 (前期繰越額)	B 新規発生 滞納額	C 整理済額	D (A + B - C) 平成 28 年度末 滞納整理中 のもの額 (次期繰越額)
全税目	(96.0%) 25,341	(88.9%) 24,798	(95.9%) 27,759	(88.3%) 22,380
所得税	10,082	4,962	5,696	9,348
内 源泉所得税	3,952	1,326	1,796	3,482
内 申告所得税	6,130	3,636	3,900	5,866
法人税	2,013	3,174	3,203	1,984
相続税	1,803	417	1,446	774
消費税	11,391	16,073	17,260	10,204
その他税目	52	172	154	70

- (注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。
 2 地方消費税を除いています。
 3 平成 29 年 4 月及び 5 月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度（納税義務が成立した日の属する年度）が平成 28 年度所属となるものを含んでいます。
 4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合があります。

滞納整理中のものの額（滞納残高）

滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成 28 年度末における滞納整理中のものの額は、223 億 80 百万円となりました。

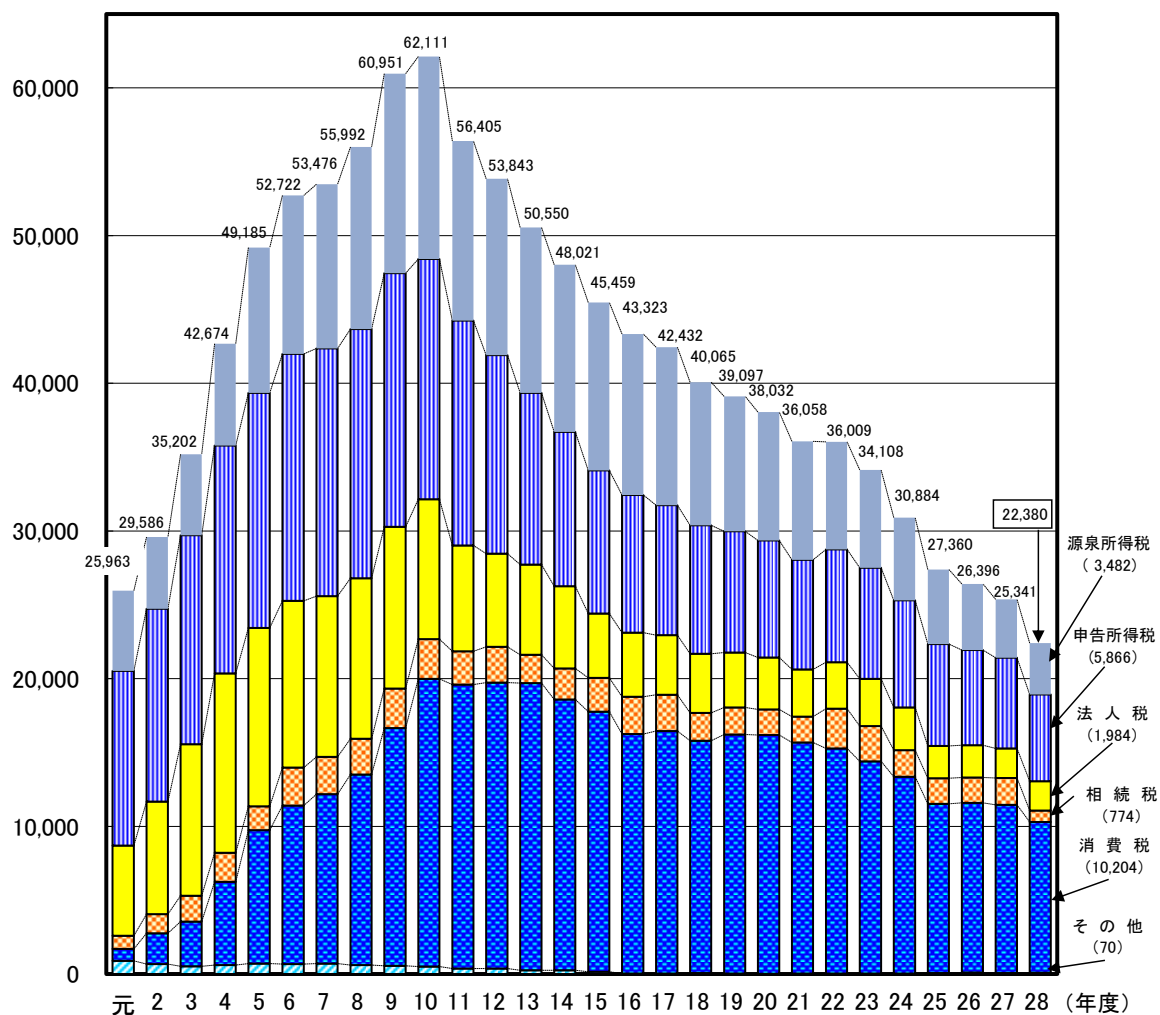
（平成 27 年度（253 億 41 百万円）より 29 億 61 百万円（11.7%）減少）

【ポイント】

- 滞納整理中のものの額は、平成 11 年度以降、18 年連続で減少し、ピーク時（平成 10 年度、621 億 11 百万円）の 36.0%になりました。

○ 滞納整理中のものの額の推移

（百万円）



（注）地方消費税を除いています。

新規発生滞納額

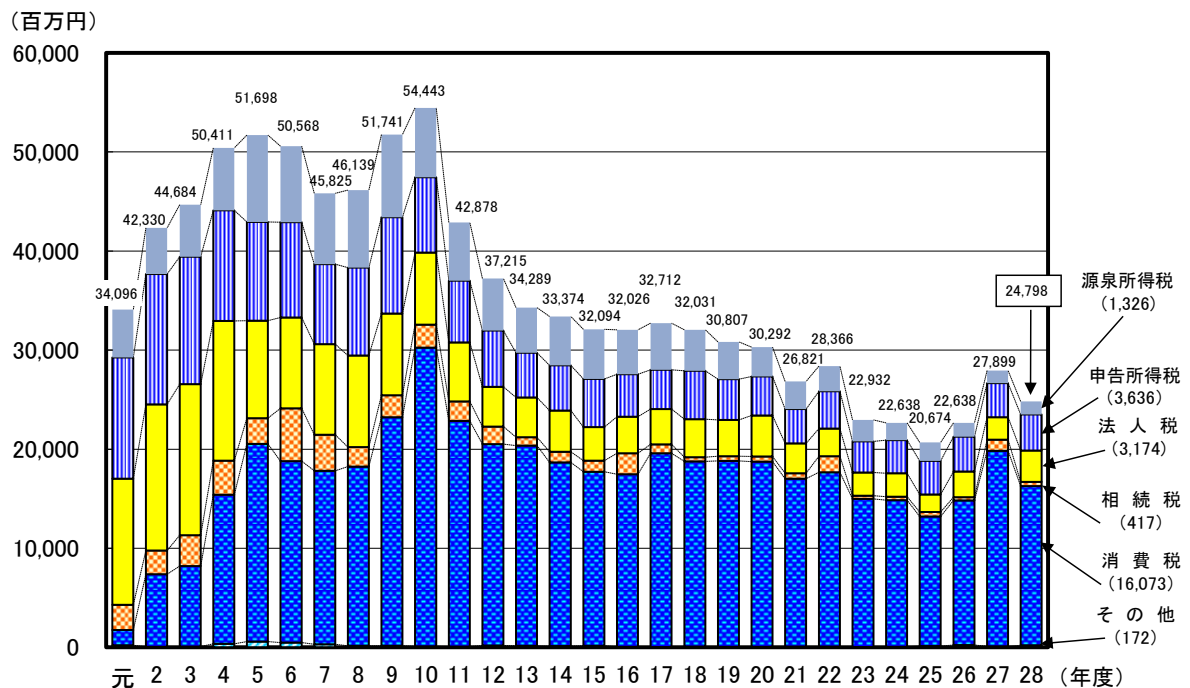
期限内収納を確保するため、期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、平成28年度における新規発生滞納額は、247億98百万円となりました。

(平成27年度(278億99百万円)より31億01百万円(11.1%)減少)

【ポイント】

- 新規発生滞納額は、過去最も多かった平成10年度(544億43百万円)の45.5%と、引き続き低水準となっています。

○ 新規発生滞納額の推移



(注) 地方消費税を除いています。

滞納発生割合

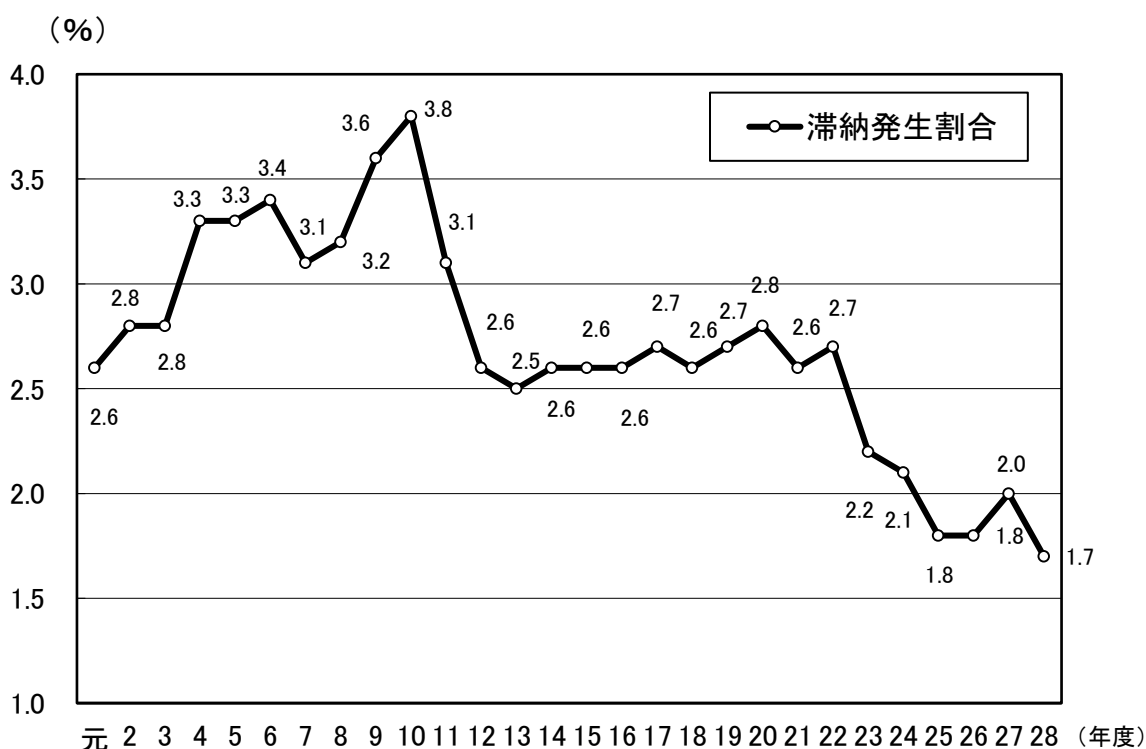
滞納発生割合（新規発生滞納額（247 億 98 百万円）／徴収決定済額（1兆 4,187 億 24 百万円））は、1.7%となりました。

（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

【ポイント】

- 滞納発生割合は、平成 12 年度以降 17 年連続で 3% を下回り、札幌国税局発足以来、最も低い割合となっています。

○ 滞納発生割合の推移



（注）地方消費税を除いています。

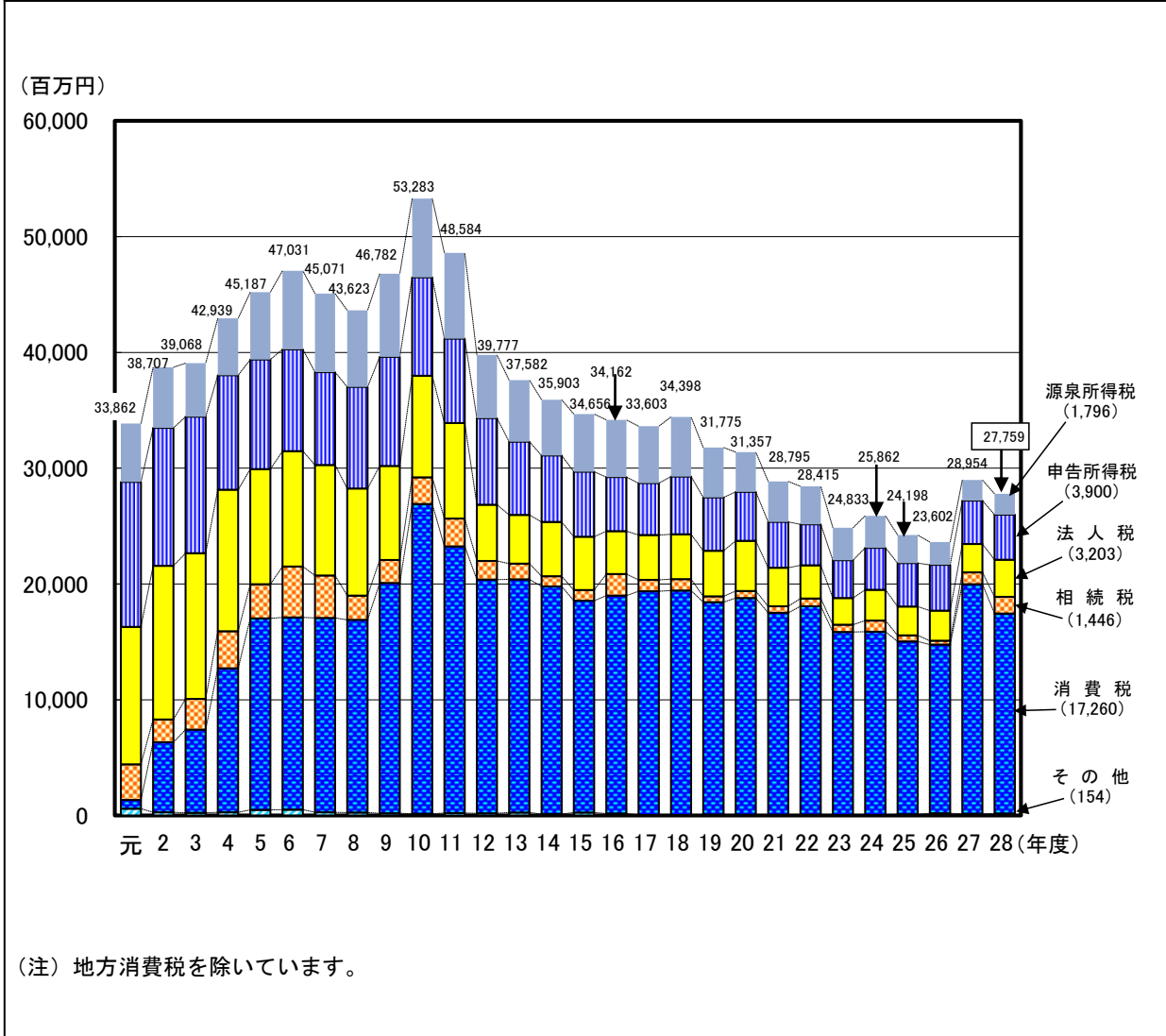
整理済額

納税者個々の実情を踏まえながら、法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて、消費税滞納を含む滞納事案を確実に処理することに重点を置いて、滞納の整理促進に努めた結果、平成28年度の整理済額は、277億59百万円となりました。
 (平成27年度(289億54百万円)より11億95百万円(4.1%)減少)

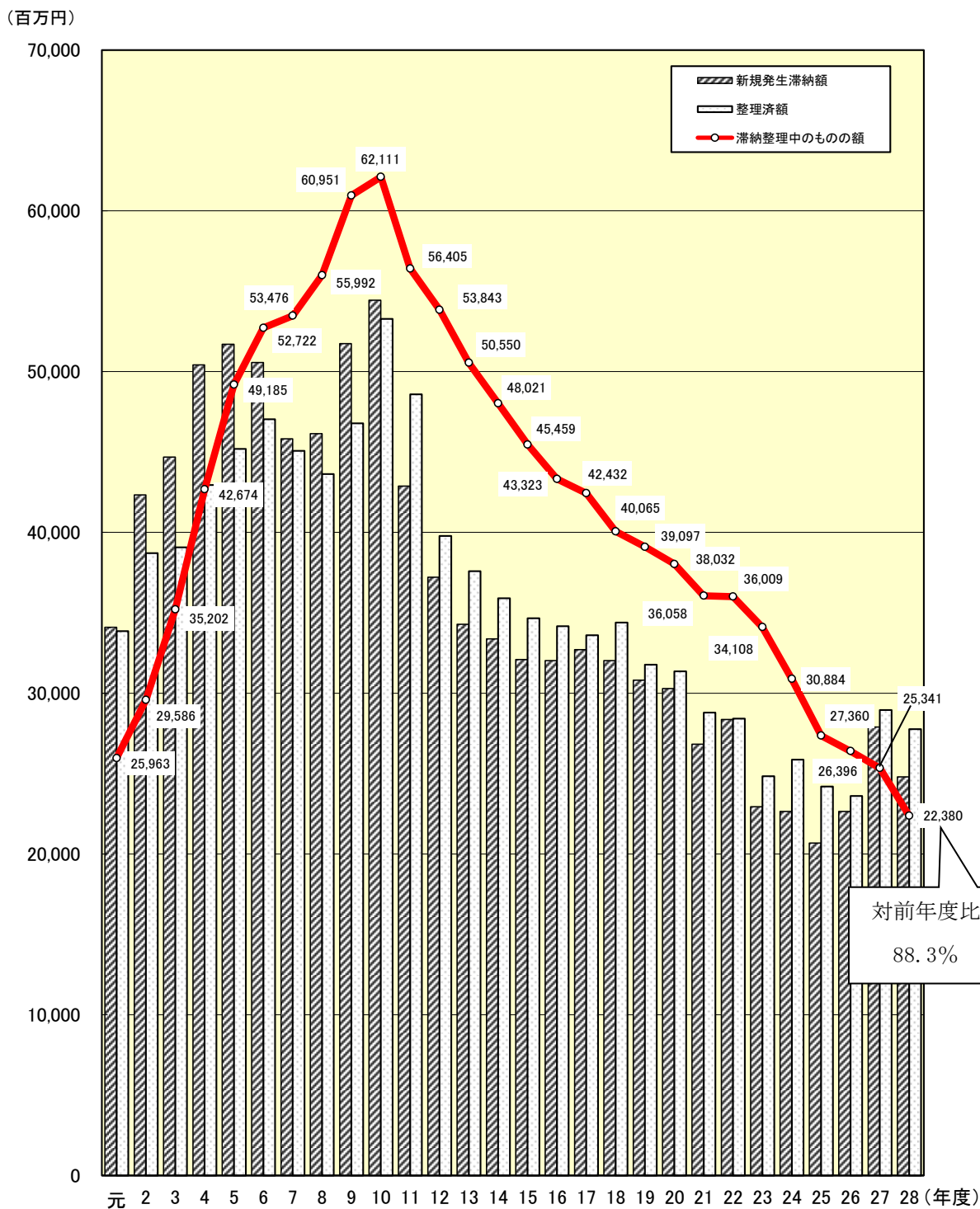
【ポイント】

○ 整理済額(277億59百万円)は、新規発生滞納額(247億98百万円)を29億61百万円上回りました。

○ 整理済額の推移

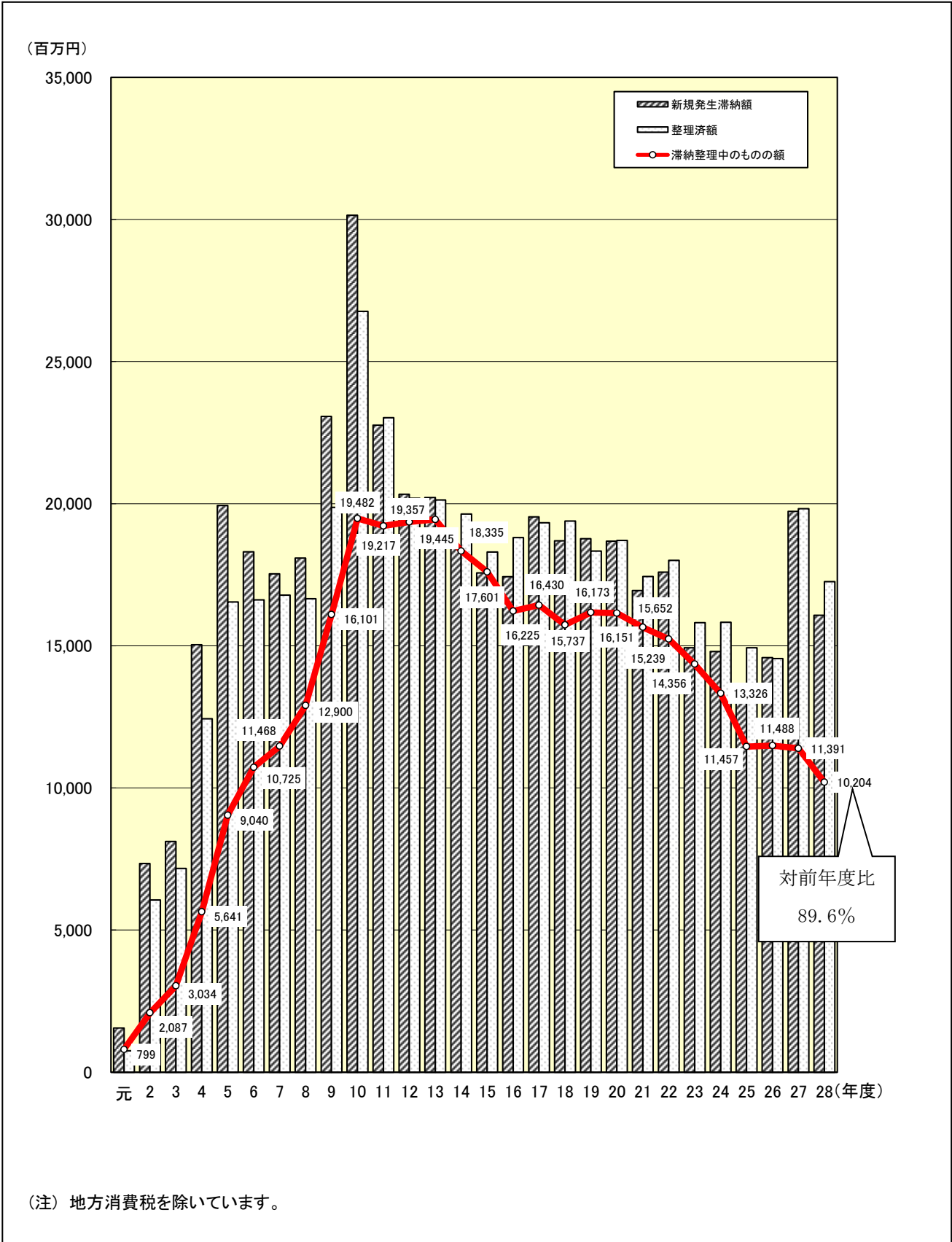


滞納整理中のものの額の推移 (全税目)



(注) 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額の推移 (消費税)



(参考3)

主要税目別の租税滞納状況

(単位:百万円)

区分 税目		A 前年度末	B	C	D(A+B-C)当年度末	
		滞納整理中のものの額	新規発生滞納額	整理済額	滞納整理中のものの額	
全税目 合計	26	外 2,839 (88.6%) 27,360	外 3,828 (109.5%) 22,638	外 3,734 (97.5%) 23,602	外 2,933 (96.5%) 26,396	
	27	外 2,933 (96.5%) 26,396	外 5,307 (123.2%) 27,899	外 5,291 (122.7%) 28,954	外 2,949 (96.0%) 25,341	
	28	外 2,949 (96.0%) 25,341	外 4,327 (88.9%) 24,798	外 4,618 (95.9%) 27,759	外 2,658 (88.3%) 22,380	
主 要 税 目 の 内 訳	所得 税	26	(92.9%) 11,942	(93.3%) 4,904	(96.1%) 5,931	(91.4%) 10,915
		27	(91.4%) 10,915	(95.7%) 4,692	(93.2%) 5,525	(92.4%) 10,082
		28	(92.4%) 10,082	(105.8%) 4,962	(103.1%) 5,696	(92.7%) 9,348
	源泉 所得 税	26	(90.0%) 5,046	(75.0%) 1,401	(81.3%) 1,975	(88.6%) 4,472
		27	(88.6%) 4,472	(89.9%) 1,260	(90.1%) 1,780	(88.4%) 3,952
		28	(88.4%) 3,952	(105.2%) 1,326	(100.9%) 1,796	(88.1%) 3,482
	申告 所得 税	26	(95.1%) 6,896	(103.4%) 3,503	(105.6%) 3,956	(93.4%) 6,443
		27	(93.4%) 6,443	(98.0%) 3,432	(94.7%) 3,745	(95.1%) 6,130
		28	(95.1%) 6,130	(105.9%) 3,636	(104.1%) 3,900	(95.7%) 5,866
	法 人 税	26	(75.2%) 2,178	(147.0%) 2,607	(103.9%) 2,590	(100.8%) 2,195
		27	(100.8%) 2,195	(86.9%) 2,265	(94.5%) 2,447	(91.7%) 2,013
		28	(91.7%) 2,013	(140.1%) 3,174	(130.9%) 3,203	(98.6%) 1,984
相 続 税	26	(97.1%) 1,737	(70.0%) 324	(67.5%) 348	(98.7%) 1,714	
	27	(98.7%) 1,714	(345.5%) 1,123	(297.1%) 1,034	(105.2%) 1,803	
	28	(105.2%) 1,803	(37.1%) 417	(139.8%) 1,446	(42.9%) 774	
消 費 税	26	外 2,839 (86.0%) 11,457	外 3,828 (111.7%) 14,585	外 3,734 (97.5%) 14,554	外 2,933 (100.3%) 11,488	
	27	外 2,933 (100.3%) 11,488	外 5,307 (135.3%) 19,728	外 5,291 (136.2%) 19,825	外 2,949 (99.2%) 11,391	
	28	外 2,949 (99.2%) 11,391	外 4,327 (81.5%) 16,073	外 4,618 (87.1%) 17,260	外 2,658 (89.6%) 10,204	
そ の 他 税 目	26	(264.7%) 45	(188.7%) 217	(206.9%) 180	(186.7%) 84	
	27	(186.7%) 84	(41.6%) 91	(68.3%) 123	(61.9%) 52	
	28	(61.9%) 52	(189.0%) 172	(125.2%) 154	(134.6%) 70	

(注) 1 括弧内の数値は、対前年度比です。

2 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税を除いています。

ただし、地方税法附則第9条の4の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「全税目合計」欄及び「消費税」欄の外書として、地方消費税の滞納状況を示しています。

3 各々の計数において、百万円未満を四捨五入したため、合計とは一致しない場合があります。